

告示

埼玉県告示第七百三十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる施設等の使用料の徴収事務を、それぞれ同表の中欄に掲げる者に、下欄に掲げる期間委託した。

令和五年六月二十三日

埼玉県知事 大野 元裕

公園施設等の名称	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
吉川公園の野球場及び運動場の使用料	吉川市きよみ野一丁目一番地 吉川市 吉川市長 中原 恵人	令和五年四月一日から 令和六年三月三十一日 まで